

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）																																												
地区名	矢作東部地区																																												
事業箇所	豊田市勤八町 外																																												
事業のあらまし	<p>本地区は豊田市の西部に位置し、水稻を主体に小麦、大豆、野菜類等を組み合わせた営農を展開する市内有数の農業地帯である。地区の用水路は昭和49年度から62年度にかけて水質障害対策事業により整備され、水田等158haの農地を潤す施設として重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、近年、地区周辺の都市化が進行するなか、老朽化等による漏水や破損が顕在化し、安定的な農業経営が損なわれる恐れが生じていることから、用水施設の改修を行う。</p>																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>漏水事故を未然に防止し、農業用水の安定供給を図る。</p>																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	6.4億円		■工事費 6.0億円、■用補費 0.0億円、■その他 0.4億円																																										
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成32年度																																							
事業内容	管水路工 1.9km																																												
II 評価																																													
① 事業の必要性	1) 必要性	本地区では、都市化の進展等により水質悪化が生じたことから、昭和62年度に水質障害対策事業が実施された。しかし、完成後30年程度が経過し、施設の機能低下が著しく、漏水が頻発していることから、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れが生じているため、施設を改修する必要がある。																																											
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>本地区の用水路は、近年、老朽化に伴う漏水が頻発しており、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れがあるため、改修する必要がある。</p>																																										
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・管水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">6.4</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←				→	用地補償		←			→	工事						・管水路工		←			→	事業費(億円)		6.4				
			H28	H29	H30	H31	H32																																						
工種 区分	調査・設計	←				→																																							
	用地補償		←			→																																							
	工事																																												
	・管水路工		←			→																																							
事業費(億円)		6.4																																											
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																												
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。</p>																																											

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

- 対象（事業完了後5年目） 対象外
- 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
-
- 【主な評価内容】
- ・施設の維持管理状況